

# 運 営 規 程

社会福祉法人仁愛会

軽費老人ホーム 一関ロイヤルハウス

特定施設入居者生活介護及び

介護予防特定施設入居者生活介護

## 運営規程

### 一関ロイヤルハウス特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

#### 第1章 施設の目的及び運営方針

##### 第1条(事業の目的)

この規程は、社会福祉法人仁愛会が設置経営する一関ロイヤルハウスが行う指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

##### 第2条(運営の方針)

事業の実施にあたっては、介護保険法等の主旨にそって、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、従業者は特定施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 3 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、従業者は介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、要支援状態となった場合でも、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

##### 第3条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 一関ロイヤルハウス

所在地 岩手県一関市真柴字吉ヶ沢20番81

#### 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

##### 第4条(従業者の職種・員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤 軽費老人ホーム一関ロイヤルハウス施設長兼務）  
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1人（常勤1人）  
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- (3) 介護職員 6人以上（常勤6人以上）  
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (4) 看護職員（看護師もしくは准看護師） 1人（常勤1人）

利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1人（非常勤1人 看護職員兼務）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- (6) 計画作成担当者 1人（常勤1人）

利用者の状況を踏まえて、特定施設サービス計画の作成等を行う。

### 第3章 入所定員及び居室数

#### 第5条（入所定員及び居室数）

特定施設に入所できる利用者の定員は20人、居室数は20室までとし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を超えて入所することはできない。

### 第4章 同意と契約

#### 第6条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い同意を得た上で契約書を締結する。

#### 第7条（受給資格の確認）

事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無・要支援認定の有無・要介護認定及び要支援認定の有効期間を確認することができる。

### 第5章 サービスの提供

#### 第8条（特定施設入居者生活介護の内容）

利用者が自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や要望に応じ、一日の生活の流れに沿って、適切な技術による介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。

- 2 事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させもしくは清拭を行う。

- 3 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

- 4 事業所はそのほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行う。

#### 第9条（介護予防特定施設入居者生活介護の内容）

利用者が自立した日常生活を営むことができるように、適切な技術による介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。利用者の心身の状況や要望に応じ、一日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話を適切に行う。

#### 第10条（特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービスの作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員に、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービスの作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービスの作成を担当する介護支援専門員（以下「計画作成担

当者」という。)は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービスの作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

- 3 計画作成担当者は利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービスの原案を作成します。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供のうえで留意すべき事項を記載する。
- 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービスの立案について利用者に説明し、同意を得る。
- 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービスの作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、特定施設サービス計画の実施状況を把握する。

## 第11条 (サービスの取り扱い方針)

事業所は、特定施設サービスにおいては、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

介護予防特定施設サービスにおいては、可能な限り要支援状態の維持、もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業所は、サービスを提供するに当たって、その特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービスに基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 4 事業所は、サービスを提供するに当たっては親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要なことについて理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業所は、従業者がサービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

## 第12条 (相談及び援助)

事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

## 第13条 (健康管理)

事業所の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

## 第14条 (機能訓練)

事業所の機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な、生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うよう努める。

## 第15条 (利用料及びその他の費用)

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 事業所は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
  - (1) サービスの提供に要する費用
  - (2) 生活費
  - (3) 居住に要する費用
  - (4) その他、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

#### 第16条（利用料の変更等）

事業所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

### 第6章 留意事項

#### 第17条（留意事項）

連帯保証人を1名定め、利用料金の支払いについて、利用者と連携して責任を負うものとする。

- 2 事業所は、利用者に対して重要事項説明書に基づく説明を行うとともに利用者と利用契約を文書によって締結するものとする。
- 3 利用者が入院加療を要する場合は、適切な医療機関等を紹介する。

#### 第18条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境保全の保持に努める。

#### 第19条（禁止行為）

利用者は事業所内で次の行為をしてはいけない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 宗教、習慣等により自己の利益のために他人の自由を侵害したり他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で事業所もしくは備品に損害を与え、またはこれらを事業所外に持ち出すこと。

#### 第20条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する  
当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態又は要介護状態の程度を増さ  
せたと認められるとき。

2 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

#### 第 21 条（利用者が一時介護室に移る場合の条件及び手続）

管理者は利用者が次のような状態の場合に、一時介護室へ移すことができる。

主治医又は協力病院等が医学的な判断により、一時介護室での介護が望ましいと判断した場合。

2 利用者の心身の状況により、管理者が一時介護室での介護が望ましいと判断した場合

3 管理者は、利用者を一時介護室に移して介護を行う場合は、利用者及び家族の意思確認を行い、同意を得る。

### 第 7 章 従業者の服務規定と質の確保

#### 第 22 条（従業者の服務規定）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務  
に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任をもって接遇する。

2 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

#### 第 23 条（衛生管理）

事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行う。

2 従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じなければならない。

#### 第 24 条（従業者の質の確保）

事業者は、従業者の資質向上を図るため、各種業務マニュアル整備し、次の通り研修の機会を設ける。

採用時研修 採用後 1 か月以内

2 経験に応じた研修 随時

3 医療・福祉関係の資格を有さない介護職員について、採用後 1 年以内に認知症介護基礎研修を受講させる。

#### 第 25 条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすこ  
とのないよう、必要な措置を講じる。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書によ  
り利用者の同意を得ることとする。

4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公  
表する。

5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

## 第8章 緊急時、非常時の対応

### 第26条（緊急時の対応）

従業者は、利用者の症状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡するなどの必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

### 第27条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努め、その対応について協議する。

- 2 事業者は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

### 第28条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年3回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

## 第9章 その他

### 第29条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

### 第30条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定める。

- 2 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。
- 3 従業者は、身分を証する書類を携行し、必要に応じて提示する。

### 第31条（記録の整備）

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

### 第32条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い、報告する。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、岩手県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、岩手県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い

報告する。

### 第 33 条（掲示）

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

### 第 34 条（協力医療機関等）

事業者は、入院などの治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

### 第 35 条（身体拘束の禁止）

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束は行わない。

ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に入所者やその家族に十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録する。

2 身体拘束の適正化のための指針を整備する。

### 第 36 条（虐待防止）

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 2 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 施設において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施すること。
- 4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### 第 37 条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人仁愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めることとする。

- 2 運営に関する重要事項については、利用者との居住者集会等を通じて利用者の理解を得るよう努める。
- 3 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び早期の業務再開を図るための計画（BCP）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行）

- 1、この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1、この規程は、一部を改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1、この規程は、一部を改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。